

災害時における情報連絡活動協力に関する協定

災害対策基本法（昭和35年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急対策のため緊急に情報収集の必要が生じた場合、その情報提供について浦安市（以下「甲」という。）と京葉西部地区タクシー運営委員会（以下「乙」という。）との間において次の条項により、協定を締結する。

（協力要請）

第1条 市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する地震、大規模な火災若しくは爆発等の災害が発生し、緊急にその災害情報が必要となり、甲が協力を要請したときは乙はこれに協力するものとする。

（期 間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3ヵ年とする。

ただし、有効期間の30日前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協 議）

第3条 この協定の定める内容に疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有する。

平成9年4月1日

甲 浦安市猫実1丁目1番1号

浦安市長 熊 川 好 生

乙 浦安市高洲7番5

京葉西部地区タクシー運営委員会

委員長 徳 田 昭